

# 保険証券の見かた

## 保険種類・名称

ご契約いただいている保険の正式名称です。保障内容の概要は、保険証券中段の「保障内容」欄に記載されています。

## 保険証券番号

お客さまのご契約固有の番号です。カスタマーセンターなどへお問い合わせの際には、この番号をお伝えください。

## 責任開始日

ご契約の保障が開始される日です。

## 契約日

保険期間などの計算の基準となる日です。

## 自動更新日

ご契約が更新された日です。

## 保険期間の終期(満了日)

主契約の保障が満了する日です。「終身」と記載されている場合、保障は一生続きます。特約の保障は主契約の保険期間よりも前に終了することがありますので、「保障内容」欄の「保険期間」の項目をご確認ください。

## 保険証券の当社作成年月日

当保険証券が作成された日です。

## 払込期月の終期

最終保険料のお払込時期を記載しています。

## 払込方法<回数>

保険料の払込方法について、月払、半年払、年払、一時払のいずれかが記載されています。

## 保険契約者

ご契約についてさまざまな権利と義務を持つ人です。そのため、ご契約内容の確認や変更を希望される際には、保険契約者ご本人様からのご連絡が必要になります。また、子ども保険の場合、保険契約者も保障の対象となります。

## 被保険者

保障の対象となっている人です。

## 第二被保険者・従たる被保険者等

連生保険の場合は、上記の「被保険者」欄に記載されている第一被保険者に加えて第二被保険者のお名前が記載されています。また、上記の「被保険者」欄に記載されている方に加えてその配偶者様もあわせて保障している場合は、その方のお名前が記載されています。

※一部、表記できない字体の場合、カタカナ等の別表記をさせていただきます。

## 特別条件等

特定部位・指定疾病不担保法、特別保険料徴収法、保険金削減支払法、特定高度障害不担保法が適用となった場合にその特別条件、対象者、特別条件適用期間が記載されています(条件がない場合は、アスタリスク(\*)が表示されます)。

特定部位・指定疾病不担保法適用の場合は、対象となる部位や疾病は「分類番号」で表示されています。記載されている分類番号と約款の別表を照らし合わせてご確認ください。

1枚に収まらない場合は、別紙に記載しておりますのでご確認ください。

## 通信先住所

ご加入時に申込書にご記入いただいたご住所、またはご住所のご変更手続きをされた場合は、変更後のご住所を記載しています。当社から郵便物をお送りする際の通信先となりますので、ご住所に変更等がございましたらお早めにご連絡ください。

## 解約返戻金額表

解約した場合にお支払いする解約返戻金額の推移を記載しています。

解約返戻金がない場合、ハイフン(-)を記載しています。

・解約返戻金額表記載の金額は、年単位の契約当日の前日時点の解約返戻金額を記載しています。

〈例〉

契約日2020年7月1日の場合、解約返戻金額表の年数「1年」とは、2021年6月30日をさします。

・解約返戻金額は、保険料をお払いいただいた年数・経過年月にもとづいて計算されるため、お手続時期により変動します。

・生存給付金・生存祝い金・成長祝い金をお支払事由に含むご契約の場合、解約返戻金額は生存給付金等のお支払いにあてる部分の積立金も含めて推移します。所定の期日にお支払事由が生じると、直後の解約返戻金額は減少します。

・自動更新したご契約については、自動更新日からの年数を表示しています。

・保険証券を再発行している場合は、再発行日以降の解約返戻金額を表示しています。

## ご契約情報・注意情報

ご契約に関する情報・お問い合わせ先などを記載しています。

〈例〉

〈ご契約に関する情報〉

- ・保険契約の型
- ・無解約返戻金型収入保障保険などの年金支払保証期間
- ・個人年金保険の年金支払開始日 など(ご案内)
- ・お子様の出生前に子ども保険にご加入の場合、ご誕生後の手続きについて
- ・個人年金保険にご加入の場合、年金のお支払期間中に死亡した場合について など

## 保障内容

保障内容の概要と保険料が記載されています。

主契約・特約・特則それぞれについて、お支払事由の概要や、保険金・給付金額、保険料などが記載されています。

※保険料がハイフン(-)と記載されている場合は、保険料が主契約や特約に含まれているためです。

※パンフレット等では、主契約と特約の入院給付金日額等を合算して表示している場合があります。お支払事由の詳細については、「ご契約のしおり約款」をご確認ください。

## 保険料合計

左上部の「払込方法(回数)」欄に記載された方法にてお払込みいただく1回分の保険料の金額です。

## 上記以外の特約および主な特則

「保障内容」欄に記載されていない特約・特則です。

〈例〉

・「預金口座振替特約」とは、保険料をご指定口座からの自動引き落としにする特約です。

・「指定代理請求特約」とは、受取人様が請求手続きをできない特別な事情があるとき、あらかじめ指定された方が請求手続きを行なうことができる特約です。

「保険証券の見かた」について詳細を当社Webサイトでも説明しておりますので、併せてご確認ください。